

北海道水資源の保全に関する条例の概要

【条例制定の背景】～現行制度では土地所有者の把握や土地取引情報の事前把握が困難

- 本道の貴重な資源である「水資源」に着目し、道独自の条例を検討する。
- 都道府県の権限の範囲を超えるような事項（安全保障上の課題など）については、国に対して必要な法整備を求める

【条例の趣旨】

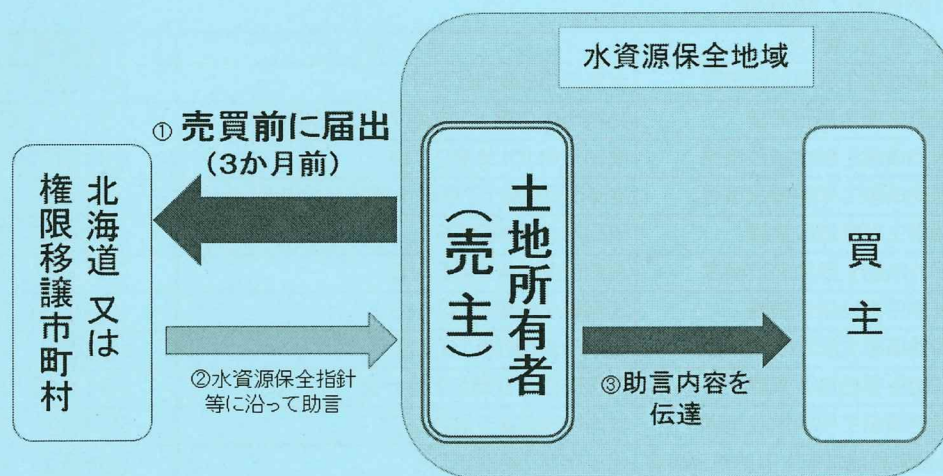
本道の豊かな水資源の恵みを現在と将来の世代が享受できるよう、水資源の保全に関し、基本理念を定めるとともに、水源周辺における適正な土地利用の確保を図るため、土地取引行為に係る新たな事前届出制を導入する。

第1章 総則	○目的（道民の健康で文化的な生活の確保に寄与） ○基本理念（適切な役割分担による協働等により保全） ○道、事業者、土地所有者等、道民の責務等
第2章 水資源の保全に関する基本的施策	○森林の有する水源涵養機能の維持増進 ○安全・安心な水資源の確保に向けた取組の推進 ○道民等の理解の促進 ○水資源の保全のための適正な土地利用の確保
第3章 水源の周辺における適正な土地利用の確保	○水資源保全地域に関する <u>基本指針の策定</u> ○水資源保全地域の指定（市町村長からの提案を基本） ○水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出（土地所有者等（売り主）が、契約の3か月前までに知事に届出） ○届出者への助言（適正な土地利用を誘導） ○届出義務違反等に係る勧告・公表
第4章 北海道水資源保全審議会	北海道水資源保全審議会の設置
第5章 雑則	規則への委任
附則 施行期日	○平成24年4月1日施行 （新たな届出制に関する規定は、平成24年10月1日施行）



水資源保全地域に指定された区域内で 土地取引行為を行う場合は、 3 か月前までに届出が必要です。

- ◆ 事前届出は権利譲渡者（売買の場合は売主）が行うものです。
土地の所有権を移そうとする時は、契約締結の3か月前までに届出が必要です。
- ◆ 面積の基準はありません。
所有権移転予定地の面積が小さくても、事前届出の対象となります。
- ◆ 届出先は、土地の所在する北海道総合振興局・振興局又は権限移譲市町村です。
《道・権限移譲市町村は、必要に応じて届出者（売主等）に助言を行います。》
- ◆ 助言を受けた方（売主等）には、権利譲受人（買主等）へ助言内容の伝達を行っていただきます。



* 水資源保全地域は、北海道のホームページ若しくは土地の所在地を管轄する北海道総合振興局・振興局又は権限移譲市町村で確認できます。

事前届出の必要な土地取引の形態

○売買 ○交換 ○営業譲渡 ○譲渡担保 ○代物弁済 ○現物出資
○共有持分の譲渡 ○地上権・賃借権の設定・譲渡 ○予約完結権・買戻権等の譲渡
○信託受益権の譲渡 ○地位譲渡 ○第三者のためにする契約
※これらの取引の予約である場合を含みます。

- ・ 事前届出をしなかった場合は、知事又は権限移譲市町村長が勧告を行い、勧告の指示に従わない場合は、氏名等を公表します。
- ・ 取引の当事者が国・地方公共団体などの場合は、届出は必要ありません。

事前届出の手続について

- 届 出 者 水資源保全地域内の土地の権利譲渡者（売買であれば売主）
- 届出時期 契約締結日の3か月前まで
※契約日や契約の相手方が決まる前でも、移転等を行う意思があるときは、届出が可能です。
- 届出窓口 土地の所在地を管轄する北海道総合振興局・振興局又は権限移譲市町村
- 届出事項
 - ・ 契約当事者（売主及び買主等）の氏名、住所等
 - ・ 契約態様
 - ・ 契約締結予定年月日
 - ・ 移転等を行う予定の土地の所在地、地目、面積、利用状況等
 - ・ 移転等後の土地の主な利用目的

＜提出部数＞

事前届出書は、正本1通、副本2通が必要です。

＜事前届出書に添付いただく書類＞

- ・ 土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図（例：道路地図等）
- ・ 土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面（例：住宅地図等）
- ・ 土地の形状を明らかにした図面（例：地番図等）

◆ 事前届出書の様式は北海道のホームページからダウンロードできます。

ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen.htm>

【お問い合わせ先】 ※権限移譲市町村に所在する土地の取引については、当該市町村へお問い合わせください。

◆北海道（総合振興局・振興局）

担 当 部 課 名	住 所	電 話 番 号（直通）
空知総合振興局地域創生部地域政策課	岩見沢市8条西5丁目	(0126) 20-0034
石狩振興局地域創生部地域政策課	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	(011) 204-5815
後志総合振興局地域創生部地域政策課	倶知安町北1条東2丁目	(0136) 23-1419
胆振総合振興局地域創生部地域政策課	室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル	(0143) 24-9568
日高振興局地域創生部地域政策課	浦河町栄丘東通56	(0146) 22-9077
渡島総合振興局地域創生部地域政策課	函館市美原4丁目6-16	(0138) 47-9428
檜山振興局地域創生部地域政策課	江差町字陣屋町336-3	(0139) 52-6470
上川総合振興局地域創生部地域政策課	旭川市永山6条19丁目	(0166) 46-5917
留萌振興局地域創生部地域政策課	留萌市住之江町2丁目1-2	(0164) 42-8421
宗谷総合振興局地域創生部地域政策課	稚内市末広4丁目2-27	(0162) 33-2524
オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課	網走市北7条西3丁目	(0152) 41-0623
十勝総合振興局地域創生部地域政策課	帯広市東3条南3丁目	(0155) 26-9022
釧路総合振興局地域創生部地域政策課	釧路市浦見2丁目2-54	(0154) 43-9143
根室振興局地域創生部地域政策課	根室市常盤町3丁目28	(0153) 23-6817

◆事前届出の事務権限移譲市町村

市 町 村 名	担 当 部 課 名	住 所	電 話 番 号
北 斗 市	総務部企画課企画係	北斗市中央1丁目3-10	(0138) 73-3111 内線234・235
倶 知 安 町	住民環境課環境対策室兼環境係	倶知安町北1条東3丁目3番地	(0136) 56-8008
上 富 良 野 町	総務課企画財政班	上富良野町大町2丁目2-11	(0167) 45-6980
稚 内 市	環境水道部環境エネルギー課推進グループ	稚内市中央3丁目13-15	(0162) 23-6386
厚 真 町	産業経済課商工観光林業水産グループ	厚真町京町120番地	(0145) 27-2486
下 川 町	総務課総務グループ	下川町幸町63番地	(01655) 4-2511
む か わ 町	総務企画課政策推進グループ	むかわ町美幸2丁目88番地	(0145) 42-2469
枝 幸 町	企画政策課企画政策グループ	枝幸町本町916番地	(0163) 62-1329